

「板橋区都市づくりビジョン」改定方針について

1 「板橋区都市づくりビジョン」の位置づけ

「板橋区都市づくりビジョン」は、都市計画法第18条の2に基づく「区市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」である。

「板橋区基本構想」に即し、かつ区民意向を反映したまちづくりを確実に実行するため、都市づくりの目標（理念、将来の都市構造）や、土地利用、交通体系、都市環境、景観整備などの都市計画に関する基本的な方針を定めるものである。

また、区の関連する個別計画との整合を図りながら、都市づくりの総合的な方針となる計画である。

2 改定の趣旨

(1) 改定の必要性

平成30（2018）年3月に策定した、現行の「板橋区都市づくりビジョン」は中間年を迎え、これまで区内のまちづくりの具体化をはじめとして、「板橋区都市づくり推進条例（令和3（2021）年4月1日施行）」を策定するなど、「板橋区都市づくりビジョン」の取組の実現に向けてまちづくりを推進してきた。

策定時からの社会経済情勢の変化（人口減少社会の到来や、自然災害の激甚化、脱炭素社会への移行、ポストコロナ時代など）への対応とともに、区の重点戦略であるSDGs戦略・DX戦略・ブランド戦略のさらなる展開に資する必要があることから、地域特性を活かした持続可能なまちづくりを実現する計画となるよう見直しを行う。

また、次期板橋区基本計画と改定時期を合わせて検討を進めることにより、区の都市づくりの総合的な方針としてめざすべき将来都市像を明確化し、その実現や都市生活の質の向上に大きな役割を果たすものである。

(2) 計画期間

次期「板橋区都市づくりビジョン」は、第四次の都市計画マスタープランとして策定し、計画期間は、令和8（2026）年度から「板橋区基本構想」改定までとする。

なお、計画策定にあたっては、概ね20年後の長期的な視点も見据えたものとする。

(3) 改定の基本的な考え方・方向性

- 板橋区のまちの新たなブランドイメージを構築し、都市生活の質の向上を図ることで、住みたい、住み続けたいと選ばれるまちの実現をめざし、板橋区の都市の魅力・つよみや各地域の個性を最大限効果的に発揮させる施策を展開していく。
- 巨大地震や激甚化する自然災害（水害・土砂災害等）に備えるため、板橋区の都市基盤のあり方を検証し、安心・安全なまちを実現させる施策を展開していく。
- 既存都市基盤（道路・公園等）や公共施設等の公共空間同士のつながり、今後の展望を都市計画の視点で検証し、板橋区のまちのポテンシャルを向上させる施策を展開していく。
- SDGs（持続可能な開発目標）やゼロカーボンシティ（脱炭素社会）の実現への貢献や、Society5.0で実現する社会を見越した都市構造のあり方を検証し、組織横断的なソフト施策との連携により実現する都市づくりの展開を示していく。

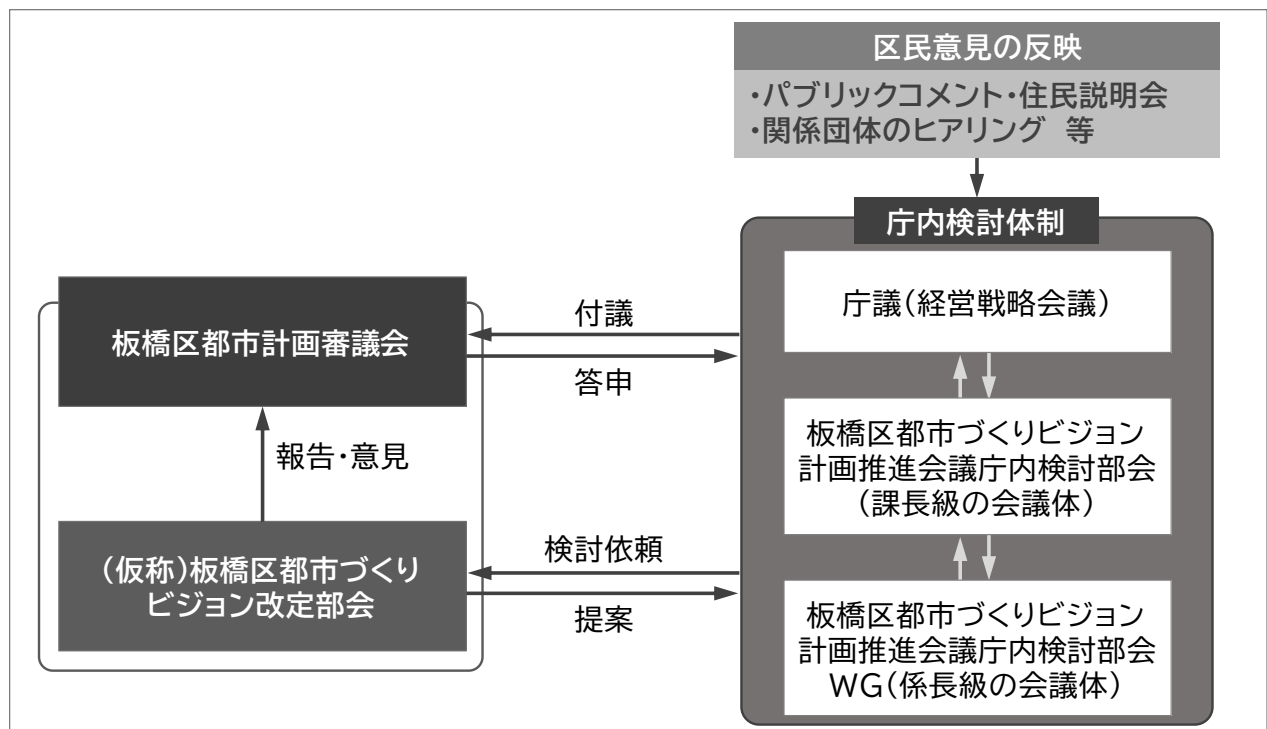
3 検討体制

(1) 庁内検討体制

関係部署が連携し、横断的な取組を検討するため、係長級で構成するワーキンググループ及び、課長級で構成する庁内検討部会を設置し、庁議において審議・決定する。

(2) 外部検討組織

区民や区内団体、学識経験者、区議会議員、関係する行政機関の職員などから構成される「板橋区都市計画審議会」や、都市づくりに関する専門的な知識を有する学識経験者で構成される「(仮称)板橋区都市づくりビジョン改定部会」にて、幅広い知見や意見を踏まえながら、施策の方向性を検討する。



4 改定スケジュール（予定）

計画案の各段階において、庁内検討会、都市計画審議会、区議会、パブリックコメント・住民説明会等で広く意見を伺いながら進めていく。

		庁内検討部会 (課長級)	都市づくりビジョン 改定部会	庁議 (経営戦略会議)	区議会 (都市建設委員会)	都市計画 審議会	策定 工程	
令和5年度	11月	●(11/30)					改定方針	
	12月							
	1月			●(1/23)				
	2月				●(2/16)			
	3月					◇(3/26)		
令和6年度	4月						骨子案	
	5月		●(5月下旬)					
	6月							
	7月	●(7月上旬)						
	8月		●(8月上旬)					
	9月			●(9月上旬)	●(9月下旬)	◇(9月下旬)		
	10月	パブリックコメント・住民説明会						
	11月		●(11月上旬)					
	12月	●(12月上旬)						
	1月		●(1月上旬)	●(1月下旬)				
令和7年度	2月				●(2月下旬)	◇(2月上旬)	素案	
	3月		●(3月上旬)					
	4月							
	5月	●(5月上旬)						
	6月		●(6月上旬)					
	7月			●(7月上旬)				
	8月		●(8月上旬)		●(8月下旬)			
9月	パブリックコメント・住民説明会						◇(9月下旬)	案
10月								
11月	●(11月上旬)							
12月		●(12月上旬)						
1月			●(1月上旬)			◇(1月下旬)		
2月				●(2月下旬)				
3月							策定	